

参議院決算委員会

2008年05月21日
自由民主党 石井みどり

○石井みどり 自由民主党・無所属の会の石井みどりでございます。

本日は、内閣府に対して御質問をしたいと存じます。

まず、消費者庁設立に関する御質問を岸田大臣に幾つかお尋ねをいたします。

一昨日、福田総理は、パロマガス湯沸器あるいはコンニャクゼリーによる死亡事故の両件の御遺族の方にお会いになったというふうに伺っております。この両件の御遺族の方々、湯沸器やコンニャクゼリーによる事故は初めての被害者ではありません。実は私も、本日朝開催されました自民党の消費者問題調査会で、パロマガス湯沸器の御遺族の方、上嶋幸子さんのお話を伺いました。もう本当に、御遺族のお気持ちを伺うと私も涙が止まりませんでした。

このパロマ湯沸器による死亡事故は1985年以来28件目で、そして御長男は重症、そして御次男の浩幸さんは21人目の死亡事故の被害者であります。その間、これは経済産業省、1973年に消費生活用製品安全法という欠陥製品から国民を守るための権限を持っていたにもかかわらず、何の措置もしてこなかった。

そして、もう一人、総理がお会いになられた村田由佳さん、この方はコンニャクゼリーによる死亡事故でお子さんを亡くしておられます。小学校1年生、もう2年生になる直前の坊ちゃん、最愛のお子さんを亡くされた方ですが、このコンニャクゼリーによる死亡事故も、表面化しただけでも既に15件。ただ、顕在化していないものがその何十倍もあるというふうに言われています。現在もこれは公然と売られていて、何の措置もとられていません。

総理は、それぞれ御遺族の御意見をお聞きになって、幼い命が簡単にね、お会いして大変参考になったとおっしゃったというふうに承っています。そして、このような消費者被害が二度と起こらないよう消費者庁の設立に向け着々と準備しているとお答えになったというふうにも伺っております。

岸田大臣の下で消費者行政の一元化を検討することになりましたが、これらの事故は、縦割り行政の弊害で省庁の所管のすき間に落ちてしまったために対応が遅れてしまったとも考えられます。先進諸外国では、消費者行政を一元的に所管する省庁が対応しているのでこのようなすき間事案は生じないとも聞いています。我が国でも、消費者庁を設立することでこのような事故の発生を防ぐことができると大きく期待をしております。

消費者庁の設立に当たっては、既存の各省庁の抵抗が予想されると報道をさ

れています。しかし、縦割り行政の弊害をなくすことは他の省庁にとっても必要なことでありますし、現在大きく失われている霞が関に対する信頼を回復するチャンスではないでしょうか。各省庁にあっては、是非、消費者庁に優秀な官僚を出していただき、また消費者庁に必要な所管法令をお渡しいただきたいと切に望むものであります。

そこで、消費者庁の設立に向け岸田大臣の御決意を改めてお聞かせ願いたいと存じます。

○岸田消費者行政推進担当大臣 私も、先日、コンニャクゼリーによる死亡事故の被害者の方、あるいは瞬間湯沸器による死亡事故の被害者の方、あるいはエレベーターの死亡事故の被害者の方、こういった方々に直接お会いし、お話を伺わせていただきました。本当に胸のふさがれる思いがいたしました。改めて、我々に様々な課題、縦割り行政の弊害ですとか、あるいは危険情報の集約の仕方ですとか、様々な課題を突き付けておられると感じたところであります。

そういった中にありまして、福田総理は4月23日の第6回消費者行政推進会議におきまして、自ら消費者庁設立に向けての基本方針とそして原則を公表されました。我々は今、その考え方に基づいて、消費者行政推進会議においては議論の取りまとめに努め、そして政府としましてはこの取りまとめを受けて是非しっかりとした基本方針を作っていかなければいけない、そのように考えております。

その際に、消費者行政推進担当大臣としましては大きく3つ、しっかりと考えなければいけない点があると思っています。

まずは、地方の窓口機能の充実を始め、情報の一元化ということにつきましてしっかりとした仕組みをつくらなければいけないということが一つ。そして二つ目としましては、是非集約した情報を分析し、そしてしっかりとした対応ができる専門性を備えた新しい組織をつくらなければいけないということ。そして三つ目としましては、この新しい組織は消費者行政の司令塔たる役割を果たせるしっかりとした権限を持たなければいけないということ、この三つを重視しながら消費者庁の設立、総理の御指示ですと来年度設立させよということでありますので、その来年度に向けてこれから全力で取り組んでいきたい、そのように思っております。

○石井みどり ありがとうございます。

報道によりますと、公正取引委員会が景品表示法について消費者庁への移管に応じる意向であるとありましたが、既得権益にとらわれず消費者庁の実現に協力する姿勢は高く評価したいと思います。折しも本日、消費者行政推進会議、

今御説明のありました会議が開催されるというふうに聞いております。座長試案がまとめられ、約 20 の法令が消費者庁へ移管することが盛り込まれているというふうにありました。また、今月内の決着を目指し閣僚と折衝すると。そして、移管する法律の素案は、総理からもこれで頑張れとお墨付きをいただいていると。そして岸田大臣は、移管によるデメリットがあるなら、その立証責任は省庁側にあると強い姿勢で臨む方針というふうに報道をされています。

この既存の省庁との折衝はどのように進んでいるのでしょうか。

○岸田消費者行政推進担当大臣 この新しい組織、消費者庁がどのような組織形態を持つのか、そしてどのような権限を持つかということにつきまして、所管する法律が何なのかということは大変重要な点だというふうに認識しております。この所管法律の取扱いにつきまして今いろいろな議論が進められ、そして関係者が努力をしているというところであります。

そして、その所管法律につきましては、先ほど申し上げました 4 月 23 日の第 6 回消費者行政推進会議における総理の方針、あるいは 4 月 25 日に閣僚懇談会におきまして総理から各閣僚に対しまして、この消費者庁設立に向けて協力を要請するという要請がございました。こうした総理の発言、意向を踏まえてこの所管法律の調整も今進んでいるところでありますが、いずれにしましても、この総理の方針、消費者に身近な問題を扱う法律は消費者庁に移管することとし、その他の関連法についても消費者庁が強い勧告権を持つ司令塔として関与できるようにするというこの方針に基づいて作業を進めていかなければいけないと考えております。

今、事務的な調整を進めているところですが、その状況を確認した上で、必要であれば大臣折衝に入りたい、このように考えております。

○石井みどり 各省庁、省益を守ろうと本当に必死になるかと思いますが、是非、岸田大臣の御奮闘を御期待を申し上げます。

消費者庁の設立については、経済界の一部からも心ない反対の声があると報道されています。しかし、アメリカを例に見ましても、自由主義経済の下でも、先進的に消費者保護法制に取り組んだ結果、健全な企業や市場を育成し、むしろ経済発展を促進したと言えるのではないのでしょうか。また、全世界的に CSR、すなわち企業の社会的責任の重視が叫ばれる中、日本がその時流に取り残されていていいのでしょうか。日本にとってそのことはやはり経済的に大きくマイナスになるというふうに思います。

優良な企業による健全な競争に基づいて、経済が発展する社会が求められています。消費者庁の設立が日本経済にいい影響を与えるのか悪い影響を与える

のか、岸田大臣の御見解を伺いたいと存じます。

○岸田消費者行政推進担当大臣 近年、中国の冷凍加工食品による中毒事案ですとか、あるいは食品の偽装表示の問題ですとか、こうした事案を見ても、市場自体が消費者の不信を買うことによって、結果として消費者も思い切った購入を控えたり、あるいは事業者の方も市場に対して思い切った投資を控えるというような、いわゆる市場不信不況というべき経済現象が生じているのではないかと考えております。こうした市場が不信を買うことによって経済全体が萎縮してしまうという現象が、かいま見ることはできるのではないかと考えております。

こうした事態を踏まえ、なおかつ総理もこの新組織に対する基本的な考え方として、消費者行政の体制強化は、消費活動はもちろん、産業を活性化するものでなければならないというふうに指摘をなされております。

今の現代社会においては、やはり事業者も消費者の信頼を得ることによって様々な国際競争力を得るなど力を付けるという現象を見ることができます。中国におきまして日本の果物が物すごい値段で取引されている、これなどは一つの好例だと思いますが、こういった例があります。また一方、消費者の側も、これだけ社会に食品等が大量に出回るといことになりますと、一つ行政の努力だけに安全の確保を頼るというわけにはいかない、やはり生産、流通あるいは販売、各段階において事業者の協力も得ないと安全を得ることができない。このように、事業者と消費者、これは共存共栄しなければならない社会に我々は今生きているんだというふうに思っています。

是非、この消費者行政の在り方を考える際にも、消費者と事業者がウイン・ウインの関係で、是非、共存共栄できる体制を考えていかなければいけない、そういった結果に結び付くような消費者行政の見直し、消費者庁の設立、こういった作業を進めていかなければいけない、このように考えています。

○石井みどり 賢い消費者は経済の活動にもやはりプラスになるわけですから、是非ウイン・ウインの関係、これが行われるように、今後の消費者庁の設立は決してマイナスではない、プラスになるんだというふうに私も期待をいたしております。

消費者を保護するためには、既存の省庁が所管していた専門分野の知識を持ち、関連する機関や部署の職務も熟知した方々が上手に連携できることが必要と考えています。連携できる体制を確保されるように切に希望いたします。

また、消費者行政推進会議のワーキンググループによるヒアリングにおいて省庁からの説明の中で、移管する法律を知っている法務や総務の担当職員数人

を消費者庁に持っていくだけではかえって消費者のためにならないという意見があったというふうに聞いています。消費者関連部門の広い専門知識を備えた人材を過不足なく集め、消費者保護に万全を期するためには何名程度、どの程度の規模が適切とお考えか、お聞かせいただければと存じます。

○岸田消費者行政推進担当大臣 消費者庁、今議論がされていますこの消費者庁というもの、これは商品、金融などの取引、製品、食品などの安全、さらには表示、こうした分野において消費者の安心、安全にかかわる問題を幅広く所管するものが今想定をされています。そして、一元的な窓口機能ですとか、企画立案、法執行、勧告などの機能を有する、さらには、今御指摘のように、専門性も兼ね備えなければいけない、こうした消費者行政全般について司令塔としての位置付けがなされなければいけない、こうした議論が進んでいます。

もちろん、これは全部自らの組織内で完結するというのではなくして、他の省庁とも必要であれば連携をしていかなければいけないわけですが、しかし少なくとも今申し上げました司令塔としての役割を果たすにふさわしい組織や人数を用意しなければいけない、このように考えております。

組織や人数につきましては、先ほど申し上げましたように、所管する法律ですとか権限の大きさに左右される、影響されるわけではありますが、今人数という御質問でありましたので申し上げるならば、今内閣府の国民生活局が約 70 名の陣容であります。少なくともこれ以上の大きな人数を集めないで消費者庁としてふさわしい陣容にはならない、少なくともそれだけは間違いないと感じております。

○石井みどり 是非、それだけはおっしゃらずに、過不足なく本当に必要な人材を集めて、十分仕事をしていただければというふうに思っています。

それでは、消費者庁の設立に向けてのスケジュールでございますが、本当に消費者庁の設立に向けてこの数か月、短期間で大臣今大変な御努力をされておられます。もうそのことに対して心から敬意を表したいと存じます。しかし、国民、まあ消費者の方々の安心、安全を脅かす事件や事故というのは次から次に起こっていて、消費者庁の設立を待ってはくれません。本当にできる限り、来年度からということでございますので、大臣には引き続き御努力いただきたいと思いますが、初めに冒頭で申し上げたパロマガス湯沸器の事故、あるいはコンニャクゼリーの死亡事故にしても、本当に、特にコンニャクゼリーは高齢の方々の被害もかなり起こっています。顕在化していないだけで相当数あるんじゃないかというふうに言われています。

本当に一刻も早く、来年度と言わず、本来ならば設立をしていただきたいと

国民の方々は切望されているのではないかと思います、今後のスケジュールですね、この設立に向けてどのようなスケジュールになっているのかちょっとお聞かせいただければと存じます。

○岸田消費者行政推進担当大臣 先ほど委員からも御指摘をいただきましたが、本日、第7回目の消費者行政推進会議を予定しております。その会議におきまして座長素案という案が提示される予定になっております。その素案の提示を受けてこれからこの報告の取りまとめ作業を急ぐということになります。そして、その取りまとめを受けて政府としましては基本的な方針を確定しなければいけない。そして、与党等の御理解もいただかなければいけませんし、予算の作業もありますし、必要な法案につきましてはやはり国会の御審議をいただかなければいけない、こうした作業が待っています。大変様々なこの作業、ハードルがあるわけですが、来年度のこの設立に向けて是非全力で取り組むことによって一日も早いこの消費者庁の設立につなげていきたい、このように考えております。

○石井みどり 岸田大臣にはこれ、今から何うので最後の質問になろうかと思いますが、この消費者庁の設立によって国民の方々はどのようなメリットを享受されるのでしょうか。是非、この委員会の放送はインターネットでも多くの国民の方々が御覧になっていると思いますので、是非国民へ向けても御発言をいただければと存じます。

○岸田消費者行政推進担当大臣 こうした消費者庁、新しい組織を立ち上げるに当たって何よりも国民の皆さんから分かりやすい、そしてメリットを実感していただけるような変化をもたらさなければいけないというふうに思っています。

具体的には、まず消費者からの相談受付あるいは助言、あっせん等を一貫して取り扱う一元的な窓口をつくっていかねばいけないと考えております。是非、消費者から見て、先ほど御指摘がありましたようなすき間事案と言われるような事案に対しても、相談に行く際にどの窓口に行ったらいいか悩むような際、まずはここへ相談に行くというワンストップ窓口と言われるような窓口をしっかりとつくらなければいけない、このように思っております。

そして、そういった窓口から情報を集約する、一元化するネットワークをつくらなければいけないと思っておりますが、その集約された情報をしっかり受け止めて分析して対応する組織をつくるわけですが、これが消費者庁ということになると思いますが、ここにおいてやはり消費者の、消費者の安全、安心にか

かわる問題を幅広く所管するということで責任の所在が明確化される、あるいは先ほどのすき間事案等の漏れのない対応が行われる、あるいは消費者からの様々な苦情に迅速に対応できる、あるいは縦割り行政の中であるいは様々な法律の中でなかなか国民から見て分かりにくいというような制度があります。例えば表示の問題なんか一つの例だと思いますが、こうした隣接分野におけるルールの一貫化につきましてもこうした新しい組織が役立つのではないかというふうに思っていますし、何よりも、さきの中国のギョーザ事件等における緊急事態における情報の集約ということにおいても一元的な組織ができるということは大変意味があるというふうに思っています。

このように、国民から見て分かりやすい実感のできるメリットを是非実現したいと考えております。

○石井みどり ありがとうございます。

引き続き、少子化対策についてお伺いしたいと存じます。

これまでも政府は少子化対策、様々行ってまいりました。しかし、残念ながら、ここ十年の合計特殊出生率を見ましても、微減といえますか、平成 17 年が一番最悪落ち込んだ 1.26 で、そして平成 18 年で 1.32。それにしても本当に先進国の中でも極めて低い数字でございます。

まあ、様々な政策を実施してこられたんですけども、その政策に対してどのような評価をされておられるのでしょうか。総花的に資源を投下する、予算を使うよりも、その政策の結果をきちんと精査して効果的な政策に対してより予算を付ける、めり張りを付けた方がいいのではないかというふうに思いますが、日々御奮闘の上川大臣、いかがお考えでございましょうか。

○上川少子化対策担当大臣 ただいま委員から御指摘がございましたけれども、合計特殊出生率の数字を見ましても大変厳しい状況にあるというふうに思っております。

政府の取組も、1989 年のいわゆる 1.57 ショックを契機にいたしまして、90 年代半ばからの少子化対策ということで本格的な取組を進めてまいりました。2003 年には少子化社会対策基本法ということで、それに基づきまして総合的な取組を進めてきたところでございます。

これらの施策につきましても、住居の問題あるいは生活環境なども含めた各種の施策をできるだけ幅広く、また網羅的に行おうとするものであるということでございます。子育て家庭の要望にこたえるものとしての一定の効果はあったと感じておりますけれども、しかしながら現実なかなか厳しいという中で、昨年来の新たな施策の取組に向けての合意がなされたところでございます。

御承知のとおりでございますが、第一子を出産した後の女性の場合を取ってみましても、7割が離職をしているという現実、また同時に育児休業の取得を取ってみましても、女性の場合には72.3%現状でございますが、男性の場合には0.5%にとどまっているということ。また、例えば6歳児未満のいる御家庭の家事、育児の時間ということで、これは国際比較もございまして、その場合でも、先進国の企業でいきますと女性が5、6時間取っていらっしゃるんです。それに比べて男性が2、3時間。一方、日本の現状を見ますと、女性の場合は7時間半、そして男性の場合は一時間程度ということでございまして、女性にとって、働き続けることとそして結婚して子供を持つことの二者択一を迫られているという現状。一方、男性は職場優先の働き方によりまして仕事と生活の調和を実現しにくくなっているという現状。

こうしたことの影響を受けて、昨年、本当は結婚したいけれども、しかしなかなか現実の壁があってできない、あるいは子供も2、3人産みたいけれどもできないという希望と現実のギャップを埋めていくべく、仕事と生活の調和の憲章と行動指針を定めながら、それに向けての働き方の改革をしていき、そして多様な働き方に応じて子育て支援策ももう一度再構築をしていく、こうしたことでの車の両輪としての取組に新たなスタートを切ったところでございます。

こうしたことを通じて、先ほど先生の方からも御指摘がございました、網羅的な政策への取組ということではなくて個別施策の実効性を改めて再評価しながら、そしてめり張りのある形での不断の努力、不断の運用の改善というところについて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○石井みどり 本日、資料を出ささせていただいておりますが、この「児童・家族関係給付費の割合」というのを見ましたところ、ILOの基準あるいはOECDの基準を見ましても、どうも今我が国は、高齢者に対する使っているお金と比較すると、どうもこの少子化対策の予算が、財源投入が少ないんじゃないかという気がしております。

本当に少子化の傾向というのはさっき申し上げたように続いていますけれども、やはりもう少しきちんと予算も付けてある程度投資もしないと、この大きな問題の解決にはつながらないんじゃないかと思えます。

やはり子供は国の宝であります。そして、子供たちがきちんと自分の未来を見据えて生きていける社会というのは、本当に我が国にとっても大きな力であり希望でありますので、是非財源を、こういう場ですので、どうぞ大臣、本当に予算が要るんだということ、そしてそういう現状を踏まえてこれからどのように更に取り組んでいかれるか、大臣の御決意を伺って、私の質問を終わりたい

いと存じます。

○上川少子化対策担当大臣 大変力強い御支援のエール、お言葉をちょうだいいたしまして、ありがとうございます。

GDP比等国际比較をしてみると大変厳しいというか、少ないということについてはもう御承知のとおりでございます。先ほど申し上げました重点戦略の中でも、これからの追加的な予算の整備、つまり子育て支援のための社会的基盤の整備ということで、1.5 から 2.4 兆円というような試算もしているところでございます。

おっしゃったとおり、未来への投資ということ、子供たちを社会全体で未来に向けてかけがえのない本当に宝物として育てていくということを皆さんの合意としてやっていくことが大変大事だというふうに思っておりますし、また同時に、今、実は団塊ジュニアの世代がこれから数年先 40 代に差しかかるということで、この数年がある意味では残された期間としては非常に大事な時期であるというふうに思っておりますので、そういう意味で、必要な施策、そして必要な費用、これをしっかりと重点戦略の中で位置付けながら予算獲得に向けても全力で取り組んでまいりたいと思っております。よろしくの御指導をお願い申し上げます。

○石井みどり ありがとうございます。